妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に 基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が 講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案 参考資料

# 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、妊娠中の女性労働者は、職場における作業内容等によって、 新型コロナウイルスの感染に大きな不安を抱える場合があり、その心理的なストレスが母体・胎児の健康保持に影響を与えるおそれがある。
- 母と子という「2つの生命」を守るという観点、そして<u>少子化対策</u>としても、妊娠中の女性労働者が、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境を整備することが重要。
- このため、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**妊娠中の女性労働者の母性健** 康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を規定。

## 母性健康管理措置とは

〇 妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、母子保健法の保健指導・健康診査(妊婦健診等)の際に医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置(通勤緩和、休憩、症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等))を講じることが事業主に義務付けられている(男女雇用機会均等法第13条)。

## 新型コロナウイルス感染症に関する措置(改正後)

○ 事業主は、<u>令和5年3月31日</u>までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、 当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体 又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当 該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)等の必要な措置を講ずるものとする(妊娠 中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業 主が講ずべき措置に関する指針2(4))。

#### 適用期間(改正後)

令和2年5月7日から令和5年3月31日まで

※改正前は令和4年3月31日まで

## 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) 4.4(9.3)億円

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者の母体と胎児の健康を確保するとともに、離職に至ることなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図る。

# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) 1.4(3.2)億円(労災勘定)

- ●支給対象となる事業主
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、 医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者 が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6 割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロ ナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社 内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主
- ●支給額 15万円(1回限り)
- ●対象期間等(改正後)
- · 令和4年4月1日~令和5年3月31日(注)
- 注:新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間 改正前は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

# 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関 する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) 3.0(6.1)億円(雇用勘定)

- ●支給対象となる事業主
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、 医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者 が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割 以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナ ウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内 に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主
- ●対象となる労働者
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として 休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)
- ●支給額

対象労働者1人当たり 28.5万円 ※1事業所当たり人数上限:5人まで

- ●対象期間等(改正後)
  - · 令和 2 年 5 月 7 日~<mark>令和 5 年 3 月31</mark>日(注)
- 注:新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間 改正前は令和4年3月31日まで